

京都市告示第 316 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限り、）の一部を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年12月11日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理番号	路 線 名	起 終 点 点
1	嵯峨水0068号	右京区嵯峨柳田町5 1番地地先 右京区嵯峨柳田町5番地の2地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)